

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
職員衛生委員会の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条の規定により、職員の労働衛生及び健康保持を確保するため、職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、本会会長（以下、「会長」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 課長のうちから会長が指名した者
- (3) 衛生管理者のうちから会長が指名した者
- (4) 産業医
- (5) 衛生に関し経験を有する職員のうちから会長が指名した者5名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員の欠員によって指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長には、委員たる事務局長がなり、委員会を代表して会務を統括する。

3 委員長は、第2条の規定に基づいて調査審議した結果及び議事の概要を遅滞無く会長に報告するとともに、職員に対して周知する。

(開催及び議事)

第6条 委員会は、委員長が召集し、毎月1回開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議決することができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、職員総数の2分の1以上の職員から委員会に付議すべき事項を示して委員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内に委員会を招集しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人情報及び秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成22年11月 1日から施行する。